

F No. 5・2・4

令和2年6月23日

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

保育所等における新型コロナウイルス感染症への今後の対応等について  
(お知らせ)

日頃から、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、お子様の安全を最優先に考え、3月以降は、ご家庭で保育が可能な場合について登園の自粛をお願いさせていただきましたが、この間、保護者の皆様には、登園の自粛とご家庭での保育にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

7月1日（水）からは、登園の自粛についてのお願いを終了させていただき、通常どおりの受け入れについて再開させていただきます。

しかしながら、保育においては、いわゆる「3密（密閉・密集・密接）」となる機会を完全に防止できないこと、お子様を含めた保育所等の関係者が感染した場合には、臨時休園となることについてご理解いただき、毎朝の検温や風邪症状の確認等についてご留意いただくとともに、異常が認められた場合には、登園を控えていただきますようお願いします。

また、長期間登園を自粛されたお子様につきましては、円滑に園生活が開始できるよう、園へご相談いただく等、お子様の心身の状況に配慮した対応についてもご協力下さい。

なお、今後、状況が変化した場合につきましては、再び登園の自粛をお願いする等、対応を変更させていただくこともありますのでご承知おき下さい。

裏面に続く

○保育料の計算と保育の認定については、次のとおりです。

項 目	対 応
保育料の計算 (0～2歳児クラスのみ)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 7月以降の保育料について 通常どおり保育料を納めていただくこととなります。</li></ul>
保育の認定	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 育児休業から復職される方について、復職期限を8月末まで延長しています。</li><li>■ 就労での認定を受けている方について、9月末までの期間は、就労時間が月6.4時間を下回った場合であっても認定を継続いたします。</li><li>■ 求職活動での認定を受けている方で6月末日までに認定期間が終了する方について、9月末日までの期間を求職活動として再認定します。</li></ul>

以 上

相模原市こども・若者未来局保育課

教育・保育支援班

電話 042-769-8340（直通）